

## 神奈川県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象事業)

第2条 補助の対象とする事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する死亡時画像診断システム等設備整備事業
- (2) 平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき実施する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
- (3) 昭和52年7月6日医政発第692号厚生労働省医政局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する遠隔ICU体制整備促進事業
- (4) 平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する分娩取扱施設設備整備事業

(事業者)

第3条 補助の対象とする事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業区分毎に、第2欄に掲げる者とする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、次により算定する。

- (1) 別表2の第1欄に定める事業区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) 前号により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。
- 2 前項の基準額は、医療施設等設備整備費補助金交付要綱に準じるものとし、厚生労働省から新たに当該要綱が示された場合には、必要に応じて、この要綱を改正する。

- 3 前条第4号の事業について、1品につき算出された額が、別表2の第5欄に定める下限額に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

(申請書の提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1号様式に必要な書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 補助金の交付決定を受けた後に、前条第2項の要綱改正について通知を受け、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は第2号様式に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(暴力団排除)

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
  - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（民間団体にあつては30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、厚生労働省告示「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。ただし、第2条第4号に規定する分娩取扱施設設備整備事業において、神奈川県産科・小児医療施設等誘致事業費補助金要綱に基づく補助を受ける場合を除く。
- (10) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号から第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、第3号様式に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載し知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書(第4号様式)で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、第5号様式に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1ヵ月を経過した日(第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、補助

金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度（額の確定の日が3月31日以前の場合は、翌年度）の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体にあつては30万円以上）の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は財産の処分の制限期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

#### （届出事項）

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があつたとき。

#### （書類の経由）

第15条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助金の所管課を経由しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年9月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

1 事業区分	2 事業者
死亡時画像診断システム等設備整備事業	(1)市町村等 (2)その他厚生労働大臣が適当と認める者
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設
遠隔ICU体制整備促進事業	厚生労働大臣が適当と認める者
分娩取扱施設設備整備事業	(1)市町村等 (2)日本赤十字社 (3)社会福祉法人恩賜財団済生会 (4)全国厚生農業協同組合連合会 (5)その他厚生労働大臣が適当と認める者

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
死亡時画像診断システム等設備整備事業	1 か所当たり 1 死亡時画像診断室整備の場合 37,180 千円 2 解剖室設備の場合 53,700 千円	死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI 等）	2 分の 1	—
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	1 台あたり 212 千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	2 分の 1	—
遠隔 ICU 体制整備促進事業	1 か所当たり 1 支援側医療機関 120,000 千円 2 依頼側医療機関 60,000 千円	遠隔 ICU 体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入費	2 分の 1	—

分娩取扱施設設備整備事業	1 か所当たり 17,035千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	2分の1	1品につき 100,000円
--------------	---------------------	---------------------	------	-------------------